

NAHA-NAVI (修学旅行用) 広告掲載のご案内



昨年も、沖縄に修学旅行を予定する **全国約 300 校!**

10万部以上を学生・修学旅行関係者へ配布!

沖縄に来る全国の修学旅行生へ直接PRを!



■ 協会会員様のお申し込みは(1枠あたり) **30,000円引き!**

■ 市内修学旅行増でNAHANAVIの需要増加!! よってR6年度 **増刷します!**

表面



料金のご案内 ≪ 1枠 6cm × 6cm (1回あたり) ≫

| 非会員 | 会員 |
|---------|---------|
| 90,000円 | 60,000円 |

仕様

- ・全4ページ/コート紙/両面フルカラー
- ・年2回発行(発行月:8月・翌2月)
- ・発行部数 70,000部/1回の発行部数 (年間Total 140,000部) ※昨年比40%増
- ・広告枠1枠 6cm × 6cm ※左記広告面をご確認ください

広告面

申込における注意点

- ・申し込みは先着順となります。
- ・過去掲載号の広告料が未納の場合は、次号の掲載をお断りする場合があります。
- ・別紙「NAHANAVI広告掲出にあたっての注意事項」をご確認頂き、ご同意の上お申込みください。
- ・本案内は、協会会員様特典である「NAHA-NAVI会員リスト」での掲載とは別となりますのでお間違えのないようお願いいたします。

※ 裏面の申込書よりお申し込みください

広告取材及び校正委託先
丸正印刷株式会社

☎ 098-835-8181 / FAX 098-835-8135

広告に関するお問い合わせ先
一般社団法人 那覇市観光協会

☎ 098-862-1442 / FAX 098-880-6893

NAHANAVI 2024年度（修学旅行用）有料広告申し込み書

平素よりお世話になっております。2024年度につきましても「NAHANAVI(修学旅行用)」を発行することになりました。つきましては、広告案内詳細、注意事項をご確認いただき、各号ご希望の枠数及び料金を申込書にご記入のうえ、当協会へFAXまたはE-mailにてお申込みください。 ※申し込みは先着順となり、申込受付完了の際には下記アドレスよりご連絡いたします。

一般社団法人 那覇市観光協会

一般社団法人 那覇市観光協会 行

申込日 2024年 月 日

【FAX】098-880-6893

【E-mail】nakazato@naha-navi.or.jp

■ 会社名 :

■ 担当者名 :

■ TEL : () FAX : ()

■ e-mail :

■ 掲載店舗名 :

■ 住所 :

■ TEL : () FAX : ()

■ 書類等送付先住所 :

■ 業種 :

| | 枠数 | 料金 |
|-----------|------------|----|
| 2024年 8月号 | 締め切り致しました。 | 円 |
| 2025年 2月号 | 枠 | 円 |

(会員)記入例

| 通年の場合 | | | 単号の場合 | | |
|----------|-----|-----------|----------|-----|----------|
| | 枠数 | 料金 | | 枠数 | 料金 |
| 2024年8月号 | 1 枠 | 50,000 円 | 2024年8月号 | 1 枠 | 60,000 円 |
| 2025年2月号 | 4 枠 | 200,000 円 | 2025年2月号 | 枠 | 円 |

※広告掲載場所は当協会に一任とさせていただきます。予めご了承ください。
※申し込みは先着順となります。枠が埋まった場合はご了承ください。
※過去掲載号の広告料金が未納の場合は、次号の掲載をお断りする場合があります。
※本案内及び別紙注意事項をご確認の上、お申込み頂きますようお願いいたします。

NAHANAVI 広告出稿にあたっての注意事項

1. 掲載基準

掲載する広告については、観光協会の広報としての品位及びイメージを損なわないもの、並びに会員間に、また観光客に不利益を与えないものとし、社会通念に基づき掲載の可否を決定します。
なお、次の各号に該当するものは掲載しないものとします。

- (1) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (2) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
- (4) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 人権を害するおそれのあるもの
- (7) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (8) その他観光協会が広告掲載として適当でないと認めるもの

2. 観光協会は、必要があると認めるときは、申込者に対し、広告の修正を求めることがあります。

3. 広告料金

お申込み頂いた掲載号の発行月に請求書をお送りいたします。請求書に従って観光協会に指定された期日までに広告料金を納入してください。既納の広告料金は、原則として返還しません。

4. 広告の掲載位置

広告の掲載位置は、観光協会が決定します。

5. 広告原稿の作成・提出

広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、観光協会が指定した期日までに提出するものとします。

6. 広告主等の責任

- (1) 広告の内容に関する責任は、広告主等が負うものとします。
- (2) 観光協会会員が広告主となる場合は、会費を完納していることとする。完納していない場合、広告を掲載できない場合があります。

7. 掲載の取消し

- (1) 広告主又は広告内容が、この注意事項に反することがあった場合は、観光協会は広告掲載の決定を取消すことがあります。
- (2) 広告主からの申し込み後のキャンセルにつきましては、お申込み号発行月の前々月(第一金曜17:00)までに観光協会までご連絡ください。
※以降のキャンセルの申し出については紙面校正スケジュール上、お受けいたしかねますのであらかじめご了承くださいませようお願い致します。

8. 免責事項

広告の掲載による責任は、広告主が負うものとし、直接的又は間接的に生じるいかなる損害についても、観光協会は賠償する責めを負いません。